

健康保険 被扶養者の認定要件に 「国内居住要件」が追加されます。

被扶養者の認定要件は、被保険者の3親等内の親族で、主として被保険者の収入により生計を維持されていること等とされていますが、この度、2020（令和2）年4月1日の健康保険法等の一部改正により、被扶養者の認定要件として、一定の例外を設けつつ『国内に居住していること』が追加されました。

1. 国内居住要件の基本的な考え方

住民基本台帳に住民登録をされていること（住民票があること）で判断し、住民票が日本国内にある方は、原則として国内居住要件を満たすものとされます。

ただし、住民票が国内にあっても、海外で就労をしており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たしているとは認められません。

2. 国内居住要件の例外として認められるもの

日本国内に住民票が無くとも、次の①～⑤のような「一時的な海外渡航を行う方で、かつ渡航目的が就労ではない方」については、日本国内に生活の基礎があると認められるものとして、国内居住要件の例外として取り扱われます。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国へ赴任する被保険者に同行する方
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する方
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、②と同等と認められる方
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方

※ ワーキングホリデー制度を利用して渡航する方は、上記③に該当します。

※ いずれかに該当する場合は、認定申請時等に所定の確認書類の提出を要します。

3. この改正に伴う被保険者の届け出について

- (1) 本年4月1日時点で、国内居住要件（例外を含む）に該当しない方
被扶養者の認定要件を満たしませんので「被扶養者(異動)届」により、4月1日付で資格削除の届け出を行ってください。
- (2) 本年4月1日以降、国内居住要件（例外を含む）に該当しなくなった方
海外転出により住民票が「除票」となった場合等は、その事実発生日付で「被扶養者(異動)届」により、資格削除の届け出を行ってください。

4. 経過措置について

今回の改正により被扶養者から除外される方が、本年4月1日時点において国内の保険医療機関に入院している場合には、経過措置として、その入院期間中は被扶養者資格を継続することとします。なお、当該入院が終了（退院）した時点で資格削除の届け出を行ってください。

ご不明な点は、全国労働金庫健康保険組合 業務部 へお問い合わせください。

電話 03（5217）3162